

日本赤十字広島看護大学における公的研究費の内部監査に関する取扱要領

(目的)

第1条 公的研究費の内部監査に関する取扱いについては、日本赤十字広島看護大学公的研究費運営・管理規程(平成19年11月1日施行)(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この取扱要領による。

(定義)

第2条 この要領において「通常監査」とは、書類上の調査を行う監査のことをいう。

2 この要領において「特別監査」とは、書類上の調査にとどまらず、実際の公的研究費使用状況や納品の状況等の事実関係の厳密な確認などを含めた徹底的な監査をいう。

(内部監査部門の体制)

第3条 最高管理責任者は、規程第17条に基づき公的研究費の適正な運営・管理を行うため内部監査部門を設置する。

2 規程第17条に定める内部監査部門の監査員は、研究紀要委員会の委員及び事務局の係長以上の職員をもってあてる。

3 最高管理責任者は、監査を行うにあたり必要があるときは、上記以外の教職員を、監査員として協力させることができる。

(監査の方法)

第4条 監査は、通常監査又は特別監査とし、別紙監査点検表に基づき監査を行う。

(監査員の権限)

第5条 監査員の権限は、次のとおりとする。

(1) 監査員は、監査対象者の関係者に対し帳票及び諸資料の提出又は事実の説明その他監査実施上必要な要求を行うことができる。

(2) 監査員は、必要により監査対象者以外の関係者に対し、実査、立会、確認及び報告を求めることができる。

(3) 前項第1項及び第2項の要求を受けた者は、正当な理由なくしてこれを拒否し、又は虚偽の回答をしてはならない。

(4) 監査員は、監査の遂行上必要と認めた場合に限り、業務に関する会議への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(意見の聴取)

第6条 監査員は、監査終了後、監査対象者に対して監査の結果を説明し、意見があるときは、十分その意見を聴取し、監査報告に役立てる。

(結果報告)

第7条 監査員は、監査終了後、合理的証拠に基づき、速やかに監査報告書を作成し、最高管理責任者に報告するものとする。ただし、軽微な事項については、口頭で報告することができる。

(監査員の守秘義務)

第8条 監査員は、監査により知り得た事項を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から実施する。